

岡山市場未来会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 岡山市中央卸売市場及び花き地方卸売市場（以下、「市場」）の将来のあり方を検討し、持続可能な市場の発展を図るために「岡山市場未来会議（以下、「会議」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市場の現状分析と課題の整理
- (2) 今後の市場のビジョン及び方向性を示した将来構想の策定
- (3) 具体的な施策及びプロジェクトの検討
- (4) その他市場の発展に関する事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市場の関係者及び利用者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 消費者の代表者
- (5) 市場事業管理者
- (6) その他市長が必要と認める者

(構成員の任命)

第4条 構成員は、市長が任命する。ただし、関係団体及び消費者の代表者については、当該団体の推薦に基づいて任命する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、令和8年3月末とする。ただし、任期の延長を妨げない。

(会議の座長及び副座長)

第6条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議を代表し、その運営を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又はかけたときはその職務を代理する。

(会議の運営)

第7条 会議は、座長が招集する。

2 会議は、必要に応じて専門分科会を設置することができる。

(会議の開催)

第8条 会議は、年2回以上開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。

(構成員への報奨金)

第9条 構成員に対して、報奨金を支給することができる。

(事務局)

第10条 会議の庶務は、岡山市市場事業部において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。